

# Dataline

## A look at current financial reporting issues

No. 2012-12  
September 18, 2012

### 目次:

概要 .....	1
要点 .....	1
主な内容 .....	1
適用範囲 .....	2
合計 6 種類の表 .....	3
流動性リスクの開示 .....	3
金利リスクの開示 .....	5
表示期間 / タイム・インターバル .....	6
質問 .....	6

## 流動性リスクおよび金利リスクについての開示 公開草案の検討

### 概要

#### 要点

- 2012年6月、米国財務会計基準審議会 (FASB) は企業に流動性リスクおよび金利リスクに関する新しい開示を要求する公開草案、「金融商品 (Topic 825): 流動性リスクおよび金利リスクについての開示」を公表しました。
- この公開草案は、企業の計上・未計上の金融商品およびキャッシュ・フロー債務から発生するリスクに関する定量的な補足開示および定性的な開示を要求しています。さらに、公開草案は「金融機関」と定義される企業またはセグメントすべてに別個の開示要求事項を規定しています。
- コメントレターの期限が間近に迫っています。FASBの公開草案に対するコメントの募集期限は2012年9月25日です。このDatalineは公開草案に対する企業のコメント作成に役立つでしょう。
- FASBは、新しい注記作成にあたり生じる問題を把握するため、引き続き財務諸表作成者とのワーキング・グループ・ミーティングを開催します。

### 主な内容

.1 FASBは財務諸表利用者からのフィードバックに応える形でこの公開草案を公表し、重要な財務リスクやそのリスクの管理方法について追加的な情報を得たいと述べています。

.2 このプロジェクトは、企業の重要な財務リスクについて財務諸表利用者が求める情報ニーズに対する、FASBの継続的な取り組みです。FASBは、当公開草案の公表に先立ち、ASU 2010-20「貸出債権の信用品質および貸倒引当金についての開示」(Topic 310)を公表しました。これは信用リスクに関して高い透明性を要求している財務諸表利用者からのフィードバックに応じたものです。



.3 基準案の目的は、流動性リスクおよび金利リスクに関する企業レベルのエクスポージャーに対して、意思決定に有用な情報を財務諸表利用者へ提供することです。当公開草案は、報告企業間の比較可能性に重点をおいた表形式の注記に、一連の所定の情報の記載を要求しています。FASBは、現在SEC規則が公開企業に要求しているものと同等の開示内容にする目的で補われる、監査済みで標準化された整合性のある開示に対して、財務諸表利用者からの強い要望があったことに注目しました。

#### PwCの見解

FASBは、開示案がSEC規則S-Kの経営者による討議および分析(MD&A)の補完を意図していると考えていますが、得られる情報のベネフィットが追加発生するコストを上回るかどうか、また当公開草案とMD&Aとの間に開示の重複が生じる可能性など、疑問視する声が少なくありません。

### 適用範囲

.4 当公開草案はすべての報告企業に適用されます。すべての企業が所定の流動性リスクの開示を要求されます。しかし、当公開草案で定められている「金融機関」の定義を企業が満たすか否かで、どのような表形式の開示が要求されるかが決まります。金融機関は、金融資産および金融負債の帳簿価額を用いた流動性ギャップ満期分析表の開示が要求されます。金融機関以外の企業は、割引前の金融負債およびオフバランスシート債務を示すキャッシュ・フロー債務表の開示が要求されます。また、すべての企業が、利用可能流動性資金表の開示が要求されます。そして、金融機関は金利リスクの開示も要求されます。さらに、預金取扱機関は定期預金発行に関する所定の情報を表形式で開示することが要求されます。

.5 この開示規定は報告セグメントにも適用されるため、金融機関以外の企業でも、金融機関の定義を満たす一つ以上の報告セグメントを有する場合は、金融機関と同様の開示が要求されます。このような企業で金融機関の定義を満たさない報告セグメントについては、非金融機関の開示情報が要求されます。

#### PwCの見解

「金融機関」の定義を満たさない多角経営企業が、「金融機関」の定義を満たす報告セグメントを一つ以上有する場合について、いくつかの疑問が生じます。当公開草案が、多角経営企業に対し、非金融機関の報告セグメントについてはひとつのグループとしてキャッシュ・フロー債務表を、金融機関の報告セグメントについては他のグループとして金融機関の開示を要求していることは理解できます。資金振替能力に課される特定の規制やその他の制約を考慮した場合、連結されている表の価値は低下すると通常理解されますが、このことが多角経営企業による連結債務表の開示を妨げるべきではないと考えます。

.6 当公開草案において、「金融機関」とは、下記のいずれかを主要な営業活動とする企業または報告セグメントとされています。

- a. 主要な収入源として、保有資産からの金利収入と借入資金からの金利支払の差により利得を得ている
- b. 保険を提供する

.7 ほぼすべての資産を公正価値で評価し、評価差額を当期損益に認識する企業はこの定義を満たしません。当該企業は、非金融機関としての開示が要求されます。

#### PwCの見解

まだ明確ではありませんが、従来金融サービス会社とみなされている投資銀行、ブローカー/ディーラー、大部分のファンドなどの一部の企業は、当公開草案で定義する金融機関から除外されると予想します。その一方で、不動産所有権保険会社や短期損害保険会社など、一部の他の企業が金融機関の定義を満たす可能性があります。これらの業界に属する企業は、自らが当公開草案の対象となるか否かを、また対象となる場合には自社の開示に与える潜在的影響を慎重に検討する必要があります。

### 合計6種類の表

.8 以下では、当公開草案が2つのタイプの企業(続くパラグラフで詳述)に対して要求している6つの表を示しています。

リスク	非金融機関	金融機関
流動性リスク	表 1: 利用可能流動性資金表(ALF)	
	表 2: 予想キャッシュ・フロー債務表(CFO)	表 3: 流動性ギャップ満期分析表(GMA)
		表 4: 定期預金発行表(DI)(預金取扱機関のみ)
金利リスク	N/A	表 5: リプライシング・ギャップ分析表(RGA)
		表 6: 金利感応度表(IRS)

### 流動性リスクの開示

#### 金融機関および非金融機関

##### 利用可能流動性資金

.9 すべての企業は、利用可能流動性資金表(ALF)の開示が要求されています。この表では、企業の期末における利用可能資金を開示します。このような資金には、自由に使用できる現金ならびにハイクオリティ流動資産(制約がなく容易に換金可能な資産)および借入金枠(例: 与信枠)が含まれます。また表形式の開示に加え、規制、税金、法律、本国送金、または資金の譲渡可能性に影響を与える、あるいはそれを制限する可能性のあるその他の条件に関して、文章による説明が要求されます。

## PwCの見解

利用可能流動性資金表は、ハイクオリティ流動資産に着目しています。しかし、この着眼点の適切性については疑問が生じています。ある特定の資産（オークション・レート証券など）に関して市場で観察されるとおり、信用特性の高さと流動性には必ずしも連動性がありません。オークション・レート証券は、ここ数年間に信用損失がほとんど発生しなかったにもかかわらず非流動的なままです。これと同様に、慎重に管理された高利回りのポートフォリオに流動性があることはほとんどないでしょう。また、金融危機においても判明しましたが、現在流動的なものが将来も流動的であるとは限りません。

## 金融機関

### 流動性ギャップ満期分析表

.10 当公開草案は、報告企業が金融債務の履行にあたり直面する可能性があるリスクや不確実性に関する開示の強化を目的としています。この目的のために、金融機関は流動性ギャップ満期分析表(GMA)を作成します。この表では、(オフバランスシートの財務コミットメントを含め)金融資産および金融負債のクラスごとに、それぞれを所定のタイム・インターバルで分類し、金融商品の予想満期を開示します。「予想満期(expected maturity)」という用語は、契約条件(例:コール条項日、プット条項日、満期日、および契約上許容される繰上返済予定など)に基づく決済予想日を意味します。この表の予想満期日の決定には高度な判断が要求されます。

.11 デリバティブを除き、公正価値で測定され評価差額の全額が純損益で認識される金融商品や、公正価値で評価され評価差額がその他の包括利益で認識される資本性証券は、当該満期の分類には含まれません。これらは、帳簿価額(合計)欄に表示されるのみです。金融資産および金融負債の項目が貸借対照表で表示される項目と比べてより細分化されている場合、金融機関はこの表を貸借対照表に調整するために、投資家に十分な情報を提供することが要求されます。

## PwCの見解

流動性ギャップ満期分析表におけるデリバティブの扱いは明確ではありません。当公開草案は、デリバティブの予想満期は必ずしも予想キャッシュ・フローの時期と一致しないとしています。当公開草案は、その一例として、5年間の金利スワップの公正価値は5年間にわたり計上されるわけではないが、その帳簿価額合計額はその契約上の満期を反映した分類に含められるとしています。これは、デリバティブについて、金融機関では、単に帳簿価額合計額を所定の契約の満了日により決定した単一の分類に含めることを意味していると考えられます。

.12 金融機関は、流動性ギャップ満期分析表および利用可能流動性資金表の表形式の開示規定に加えて、直近の報告期間から当事業年度に至る、金融資産および金融負債の時期と金額に関する重要な変更(変更理由および該当する場合に講じた措置)についての定性的な検討も要求されます。

## 預金取扱機関

### 定期預金発行表

.13 預金取扱機関は、直近の4四半期における定期預金の発行を示した定期預金発行表(DI)の開示が要求されます。この表には、付保預金および付保対象外預金、ブローカー預金、平均契約利回りおよび平均契約期間に関連付けられた金額が含まれます。

### PwCの見解

当公開草案には、「預金取扱機関」の定義、また預金の種類についても明確な説明が含まれていません。このため、「定期預金」または「ブローカー預金」の正確な構成要素は何か、また、たとえば保険会社の別勘定で受領、保有されている金額を預金とみなすべきか否かなど、疑問の声があがっています。

## 非金融機関

### キャッシュ・フロー債務表

.14 金融機関以外の企業は、キャッシュ・フロー債務表(CFO)の開示が要求されます。この表は、期末時点における企業の予想キャッシュ・フロー債務を所定のタイム・インターバルで分類し、計上負債とオフバランスシート契約を含んだ割引前の金額で開示しています。負債の定義を満たす債務については貸借対照表の開示金額への調整が要求されますが、それ以外の債務には要求されません。また契約上の満期とは対照的に、予想満期の決定により、企業はどの満期日に繰上償還可能な商品や契約上期限前返済可能な商品が決済されるかを予想することができます。このように、返済期間の分類においては高度な判断が必要になります。また定性的開示では、キャッシュ・フロー債務の過年度からの重要な変更について説明が要求されます。

### PwCの見解

金融機関の流動性ギャップ満期分析表と同様に、キャッシュ・フロー債務表におけるデリバティブの扱いに関して問題が浮上しています。具体的には、デリバティブ契約の割引前予想キャッシュ・フローはタイム・インターバルで配分されるべきか？あるいは、デリバティブ契約の満了日を示す単一の分類で帳簿価額のみを表示とすべきか？またデリバティブは、デリバティブとして会計処理されるコモディティに基づく契約のように、資産と負債の間で変動します。これらの契約は、負債ポジションのときにのみ債務表に表示することでよいか？あるいは、ネットポジションを反映させるべきか？PwCは、デリバティブから生じる予想キャッシュ・フローが、債務表において最も有用だと考えています。

## 金利リスクの開示

### 金融機関

.15 金融機関は、リプライシング・ギャップ分析表(RGA)および金利感応度表(IRS)の開示が要求されます。これらの開示は金融機関のみが要求されます。FASBは、金利リスクの把握は金融機関の主要業務であり、これらのリスクをどのように管理しているかの理解は財務諸表利用者の意思決定に有用な情報であると考えています。

### リプライシング・ギャップ分析表

.16 リプライシング・ギャップ分析表は、金融商品の金利の更改時期を表示し、所定のタイム・インターバルで分類されます。この表には帳簿価額、利回りおよび期間(金利感応度の評価に用いる財務指標)が含まれます。リプライシングの日付は、金利が契約上更改される日付か、金利商品が契約上満期になる日付のいずれか早い方になります。この表のほか、期間の見積方法に関しては文章による説明も要求されます。

## 金利感応度表

.17 金利感応度表は、金融資産および金融負債に関して、利回り曲線を平行 (parallel) や水平 (flattening) に移動あるいはその斜度をあげる (steepening) ことによる市場金利の仮定上の瞬時的な動きが、税引後の純利益および株主資本に与える影響を示します。

### PwCの見解

金利感応度表は、金利変動が金融資産および金融負債に与える影響に焦点を当てています。しかし、金利変動に対する感応度が高い可能性のある他の資産または負債を、感応度の開示に含めることは要求されていません。それらの例としては、モーゲージ・サービシング・ライツなどの資産または負債があります。

## 表示期間/タイム・インターバル

.18 流動性ギャップ満期分析表、キャッシュ・フロー債務表およびリプライシング・ギャップ分析表は、同じタイム・インターバルであることが要求されます。そのタイム・インターバルは、(i) 次の4四半期、(ii) (i)で開示した第4四半期に続く事業年度、もしくは(i)で開示済みの四半期を除いた残りの事業年度末まで(すなわち、(ii)は事業年度通期または一部)、(iii) (ii)に続く3年間および(iv)5年超です。開示は比較期間において要求されますが、適用時には比較情報は要求されません。年次および中間開示も同様ですが、中間開示が任意である非公開企業は除外されます。

## 質問

.19 当Datelineに関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。また、質問があるエンゲージメント・チームは、ナショナル・プロフェッショナル・サービス・グループの金融商品グループ(1-973-236-7803)までお問い合わせください。

*Datalines* address current financial-reporting issues and are prepared by the National Professional Services Group of PwC. They are for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, register for CFODirect Network ([www.cfodirect.pwc.com](http://www.cfodirect.pwc.com)), PwC's online resource for financial executives.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.